

[事案 25-127] 転換契約無効請求

・平成 26 年 10 月 14 日 裁定不調

<事案の概要>

契約内容をよく理解しないまま募集人による契約申込書の代筆で契約転換させられたことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 15 年 5 月に行った年金保険から養老保険への契約転換を取り消して、元に戻してほしい。

- (1) 設計書・パンフレット・転換比較表など説明資料を一切受領していない。
- (2) 申込書類は募集人が勝手に代筆した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、募集人から転換に関する説明を受けたことを認めている。
- (2) 募集人は募集資料を手交し、申立人の了承を得て、契約申込書を持ち帰り代筆した。
- (3) 平成 16 年 11 月に、申立人が名義変更・訂正請求書を作成・提出している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき裁定不調として裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人は、申込書を記入した覚えがないと主張していることから、契約転換の意思がなかったことを理由に、本件転換の無効を主張しているものと判断する。

2. 当審査会の判断

以下の事実を総合的に勘案すると、申立人主張を認めることはできない。

- (1) 保険会社も募集人の代筆を認めているが、法律的には、本人の同意があれば代筆は「署名の代行」として認められるので、以下、募集人の代筆に関し、申立人の同意の有無を検討する。
 - (2) 事情聴取において、申立人は約 1 時間かけて募集人から説明を受けたことは認めながら、代筆に同意していないと供述しているが、以下の理由により、認めることはできない。
 - ① 申込書には、申立人の母親の姓名につき、非常に珍しい戸籍上の表記がされているが、転換前契約の申込書ではひらがな表記、証券ではカタカナ表記であることを踏まえ、申立人が転換の申込みおよび申込書の代筆に同意していたことを強く推認させる。また、保険会社との交渉過程における申立人の文書には、「仕方なく転換をいたしました」などの表現がある。
 - ② 申立人は、申込みの約 1 年半後に名義変更・訂正請求書を提出し証券再発行も請求しているが、覚えのない契約について名義変更・訂正や、証券再発行を請求することは考えられない。

3. 和解について

- (1) 申込書のような基本的な重要書類は本人が作成することが大原則で、代筆により募集人が作成することは避けなければならないが、告知書や転換に関する確認書も募集人の代筆が窺われるが、これらの書類は申込書以上に申込者による作成が要請される。
- (2) 以上のとおり、募集行為に看過できない落ち度があるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断する。